

新 JIS 取扱い表示のルールと新たな課題への取り組み

繊維製品技術研究会 (ATTS) 山田 勲

1. 繊維製品の取扱い表示改正の経緯

繊維製品の取扱い絵表示は、1968年に日本独自の絵表示が日本工業規格 (JIS L 0217) で定められ、40年以上にわたって使われてきた。今回の新たな取扱い表示に関する JIS L 0001 及び関連規格 (以下「新 JIS」という) の制定は、我が国の繊維ビジネスの活性化を図るため、昨今の繊維製品の生産及び流通のグローバル化に対応するとともに、海外から指摘されている日本独自の絵表示記号が貿易の技術的障壁になるとの課題を解決するために実施された。WTO/TBT 協定の観点から、ISO (国際標準化機構) の定める取扱い表示 ISO 3758 への整合化が前提とされた。その中で、繊維製品技術研究会 (以下、ATTS と略す) は JIS L 0001 及び関連規格の JIS 開発委員会のメンバーとして参画しており、取扱い表示変更に伴う問題点や課題を解決すべく提案活動を行った。現在も ATTS では新 JIS 取扱い表示研究分科会を設置し、新 JIS の実務的な運用や関連する試験方法について議論している。

我が国の家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程では、繊維製品への取扱い表示義務が課せられているため、新 JIS L 0001 制定に引き続き、表示規程の一部が改正され、平成27年3月に改正告示の交付、平成28年12月1日に改正告示の施行となっている。

2. 繊維製品の取扱い表示改正の内容

今回、グローバル規格に対応した新たな取扱い表示となり、従来とは異なる基本的な表示の考え方 (上限表示や根拠を持った表示の必要性) が採用される。更に、洗濯・漂白・乾燥・アイロン・商業クリーニングの各処理記号は全て変更され、記号の組合せや表記方法には新たな

ルールがある。

(1) 従来の取扱い表示からの変更点

1) 適用範囲

従来の家庭洗濯における洗濯などの処理方法だけでなく、業者によるドライクリーニングおよびウエットクリーニングも追加された。

2) 上限情報の提供

従来は適正な処理方法を示す「指示表示」であったが、新たな取扱い絵表示では「上限表示 (限度表示)」となった。上限表示とは、「回復不可能な損傷を起こすことのない最も厳しい処理・操作についての情報」である。すなわち、新しい取扱い表示については、「表示通りの処理」または「表示処理条件より弱い処理」であればよいこととなる (図1参照)。新 JIS には、消費者の立場に立った家庭洗濯の取扱い表示とし、消費者や販売店等に説明できるように表示した処理記号の取扱いに対する根拠を持つこと (過保護表示の禁止) が明示された。また、洗濯・漂白・乾燥・アイロン・商業クリーニングの5つの基本記号が表示されていない場合は、その処理の上限の処理が可能という解釈に変わる。

3) 漂白記号の追加・変更

塩素系漂白剤可否だけでなく、酸素系漂白剤可否の内容が追加となり、意味合いも変更となった。酸素系漂白剤の影響を受けると懸念されるものについても、責任を持って表示者 (アパレル製品の製造者・販売者・取扱い表示の表示者) が漂白記号を選定する必要がある。

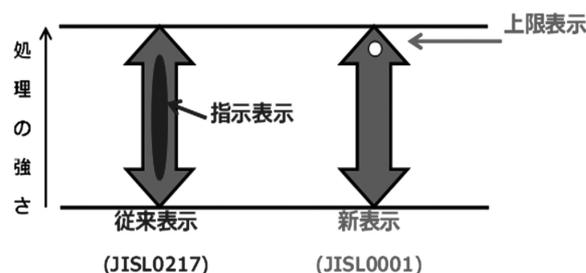


図1. 新 JIS 取扱い表示の変更ポイント「上限表示」

Isao YAMADA

花王株式会社 開発研究第2セクター

ハウスホールド研究所 上席主任研究員

〔著者紹介〕(略歴) 1987年大阪大学大学院工学研究科応用精密化学専攻 (修士) 卒。同年花王 (株) に入社。入社以来、衣料用洗剤や仕上げ剤の商品開発研究に従事。現在、繊維製品技術研究会 (ATTS) 幹事。2006年~2014年まで、繊維評価技術協議会の家庭洗濯乾燥試験方法検討委員会・JIS 開発事業委員会 (新 JIS 絵表示関連) へ ATTS 代表として参加。

4) 商業ウエットクリーニング記号の追加

業者によるウエットクリーニング記号が追加された。家庭では洗濯できない夏物のスーツやジャケット等に対し、商業ウエットクリーニング（業者による水洗い・仕上げ処理）ができるかどうかの情報が加わった。

(2) 新 JIS 取扱い表示の処理記号

1) 洗濯処理記号（表 1）

洗濯試験方法には、欧州で使用している A 形基準洗濯

表 1. 洗濯処理のための表示記号

JIS L 0001 : 2014		JIS L 0217 : 1995		
表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
	最高温度95℃ 通常の洗濯処理			
		101		液温は95℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる
	最高温度70℃ 通常の洗濯処理			
	最高温度60℃ 通常の洗濯処理			
	最高温度60℃ 弱い洗濯処理			
		102		液温は60℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる
	最高温度40℃ 通常の洗濯処理			
	最高温度40℃ 弱い洗濯処理			
		103		液温は40℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる
	最高温度40℃ 非常に弱い洗濯処理			
		104		液温は40℃を限度とし、洗濯機の弱水流 又は弱い手洗いがよい
	最高温度30℃ 通常の洗濯処理			
	最高温度30℃ 弱い洗濯処理			
	最高温度30℃ 非常に弱い洗濯処理			
		105		液温は30℃を限度とし、洗濯機の弱水流 又は弱い手洗いがよい
	手洗いによる洗濯処理ができる 最高温度40℃	106		液温は30℃を限度とし、弱い手洗いがよい洗濯機は使用できない
	洗濯処理はできない	107		水洗いはできない

機（ドラム式）、米国で使用している B 形基準洗濯機（アジテータ式）、日本やアジアで使用している C 形基準洗濯機（パルセータ式）がある。C 形基準洗濯機は、A 形基準洗濯機に洗濯機械作用を合わせている。新しい洗濯処理記号は日本より洗濯機械作用の強い欧州の洗濯条件を基準に作られているため、従来の日本の家庭洗濯表示 (103)（洗濯機の標準コース相当）は新 JIS では弱い操作の洗濯処理相当 (141) とされている。数字は洗濯処理における上限温度であり、日本やアジアの C 形洗濯機（パルセータ式）については、高温水の給水が危険なことや高温では洗濯機に不具合を起こす懸念があるため、最高温度40℃以下の表示が使用されることになる。なお、記号の下線の本数が多いほど、洗濯時の機械作用が弱いことを意味する。各洗濯処理記号の洗濯時の機械的作用量（MA 値の範囲）は JIS L 1930 の附属書 JA に記載されている。表 1 に従来の取扱い表示との対応表を示すが、新 JIS 規格では基本的な考え方や各記号の意味合いが変わったため、単純な変換として説明できるものではないと考えている。

2) 漂白処理記号（表 2）

衣料用漂白剤には、塩素系漂白剤と酸素系漂白剤の 2 種類がある。酸素系漂白剤はさらに過炭酸ナトリウムを酸化剤として配合する粉末タイプと、過酸化水素を酸化剤として配合する液体タイプがある。また、酸素系漂白剤配合の衣料用洗剤が多く使われており、それらも酸素系漂白可の場合に使用可能となる。

3) 乾燥処理記号（表 3、表 4）

乾燥処理記号には、タンブル乾燥処理記号と自然乾燥処理記号の 2 種類がある。今回、欧米で一般的な機械的乾燥処理であるタンブル乾燥処理が追加された。

タンブル乾燥機とは、機械の中で洗濯物を回転させながら温風で乾燥する衣類乾燥機のことであり、ドラム式

表 2. 漂白処理のための表示記号

JIS L 0001 : 2014		JIS L 0217 : 1995		
表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
	塩素系及び酸素系漂白剤による漂白ができる			
		201		塩素系漂白剤による漂白ができる
		202		塩素系漂白剤による漂白はできない
	酸素系漂白剤による漂白はできるが、塩素系漂白剤による漂白はできない			
	漂白処理はできない			

表3. タンブル乾燥処理のための表示記号

JIS L 0001 : 2014		JIS L 0217 : 1995		
表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
	タンブル乾燥が可能 普通の温度：排気温度は最高80℃			
	タンブル乾燥が可能 普通の温度：排気温度は最高60℃			
	タンブル乾燥禁止			

表4. 自然乾燥処理のための表示記号

JIS L 0001 : 2014		JIS L 0217 : 1995		
表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
	つり干し乾燥がよい	601		つり干しがよい
	ぬれつり干し乾燥がよい			
	平干し乾燥がよい	603		平干しがよい
	ぬれ平干し乾燥がよい			
	日陰でのつり干し乾燥がよい	602		日陰のつり干しがよい
	日陰でのぬれつり干し乾燥がよい			
	日陰での平干し乾燥がよい	604		日陰の平干しがよい
	日陰でのぬれ平干し乾燥がよい			

洗濯乾燥機の乾燥機能も含まれる。

記号の中の「・」が多いほど、高温での処理となる。あくまで、家庭洗濯後の乾燥処理であり、商業用は含まない。

4) アイロン仕上げ処理記号 (表5)

家庭でのアイロン仕上げ処理を表す。従来より、アイロン底面温度の最高値が10℃低くなっている。

5) 商業クリーニング処理記号 (表6, 表7)

従来は、業者によるドライクリーニング処理だけであったが、業者によるウェットクリーニング処理も追加された。弱い処理を表す「一」をつけた記号を含め5個の記号が新たに追加となった。なお、記号の下線の本数は多いほど、洗濯時の機械作用や溶剤の作用を弱める必要がある。各処理記号の試験方法はJIS L 1931-2 (パークロロエチレンによるドライクリーニング処理方法)、JIS

表5. アイロン仕上げ処理のための表示記号

JIS L 0001 : 2014		JIS L 0217 : 1995		
表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
	底面の最高温度 200℃まで	301		210℃を限度とし、高い温度(180~210℃)で掛けるのがよい
	底面の最高温度 150℃まで	302		160℃を限度とし、中程度の温度(140~160℃)で掛けるのがよい
	底面の最高温度110℃まで スチームなしで処理	303		120℃を限度とし、低い温度(80~120℃)で掛けるのがよい
	アイロン仕上げ処理はできない	304		アイロン掛けはできない

表6. ドライクリーニングのための表示記号

JIS L 0001 : 2014		JIS L 0217 : 1995		
表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
	パークロロエチレン溶剤及び石油系溶剤*)によるドライクリーニング処理ができる通常の処理			
	パークロロエチレン溶剤及び石油系溶剤*)によるドライクリーニング処理ができる弱い処理			
		401		ドライクリーニングができる。溶剤はパークロロエチレンまたは石油系のものを使用する。
	石油系溶剤*)によるドライクリーニング処理ができる通常の処理			
	石油系溶剤*)によるドライクリーニング処理ができる弱い処理			
		402		ドライクリーニングができる。溶剤は石油系のものを使用する。
	ドライクリーニング処理ができない	403		ドライクリーニングはできない

*) 石油系溶剤：蒸留温度150~210℃、引火点38℃以上

L 1931-3 (石油系溶剤によるドライクリーニング処理方法)、JIS L 1931-4 (ウェットクリーニング処理方法)に記載されている。

表7. ウエットクリーニングのための表示記号

JIS L 0001 : 2014		JIS L 0217 : 1995		
表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
	ウエットクリーニング処理ができる通常の処理			
	ウエットクリーニング処理ができる弱い処理			
	ウエットクリーニング処理ができる非常に弱い処理			
	ウエットクリーニング処理ができない			

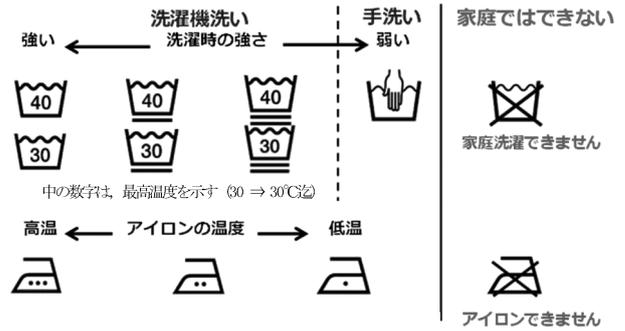


図2. 家庭洗濯表示が示す目安

3. 新しい取扱い表示に関する実用的な内容

(1) 洗濯とアイロンの取扱い表示

家庭での洗濯やアイロンがけをする場合、新しい取扱い表示では図2のように記号が示す洗濯コースの強弱やアイロンがけの温度が示される。これからは、新しい洗濯表示ではその意味と同じか、それより弱い方法で取扱いすればよいという意味になる。言い換えれば、その表示より強い方法の場合、損傷したり、失敗したりということとなる。アイロンがけでは、表示よりも高温での処理をすると、衣類にダメージを与える可能性があり、注意が必要である。

従来のJIS L 0217の103法で表す洗濯絵表示 (液温は40℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる)、104法で表す洗濯絵表示 (液温は40℃を限度とし、洗濯機の弱水流または弱い手洗いがよい) が、新JISではC4N法 (最高洗濯温度40℃で普通の処理)、C4M法 (最高温度40℃で弱い処理)、C4G法 (最高温度40℃で非常に弱い処理) となり、3種類に増える。欧州の洗濯機の方が日本よりも洗濯機械力が強く、欧州の基準に合わせた新JISの家庭洗濯試験条件C4N法・C4M法・C4G法を指標とした場合、従来の103法で表す洗濯絵表示 はC4M法 (弱い処理) で置き換えることになる。但し、衣料品のアイテムによりC4N法 (普通の処理) との置換えも可能である。結局、家庭用全自動洗濯機の「標準コース」で洗える衣料品の新しい洗濯処理表示は、 と の2通りが混在することになる¹⁾。なお、消費者庁ウェブサイト「新しい洗濯表示」ページ²⁾にあるパンフレットには図3に示すような家庭洗濯の表示とお洗濯の目安が載っており、参考となる。

あと、今まで使用していた や の「中性」
 「あて布」、 「ネット使用」の付記は使えなくなり、これらの情報は、全て付記用語(例えば、中性洗剤使用、あて布使用、洗濯ネット使用)で表示することになる。



図3. 家庭洗濯表示とお洗濯の目安²⁾

(2) 漂白剤の取扱い表示

従来の表示 は塩素系漂白剤の使用可否に関する記号しかなかったが、新しい取扱い表示では酸素系漂白剤が使用できる表示 が追加され、意味合いも変更された。また、 (漂白処理はできない) は、酸素系漂白剤処理もできないことを意味することとなる。衣料用洗剤には酸素系漂白剤を配合しているものもあり、 表示がある場合には酸素系漂白剤配合の衣料用洗剤は使用できないことを意味していることに注意しなければならない。

酸素系漂白剤には過炭酸ナトリウムを酸化剤として配合する粉末タイプと過酸化水素を酸化剤として配合する液体タイプとがあり、国内の市販酸素系漂白剤のタイプは、おおそ95%が液体タイプである。なお、粉末タイプは弱アルカリ性のため毛・絹素材には使用できないが、液体タイプは家庭洗濯できる毛・絹素材にも使用できる(表8参照)²⁾。

(3) 衣類乾燥機の取扱い表示

今までになかったタンブル乾燥表示 (高温 最高80℃) (低温 最高60℃) (タンブル乾燥禁止) が必須表示となる。また、新たに加えられた自然乾燥記号も表示できる。ATTSでは、過去ISOタンブル乾燥機と国産タンブル乾燥機や洗濯乾燥機との比較試験を実施しており、条件を合わせれば、大きな相違がないことを確認している³⁾。

(4) 自然乾燥の取扱い表示

自然乾燥の表示と実際の干し方を図4に示す。四角の中の棒が洗濯物を干す方向を示す。また、各自然乾燥記

表 8. 漂白剤の種類と新しい取扱い絵表示との関連²⁾

漂白剤の種類	塩素系漂白剤		酸素系漂白剤	
特徴	使えるのは白物のみで、素材も限られている。	基本的に白物や色柄物に使えるが、使えない素材もある。	白物や色柄物に使える。(毛・絹に使用できるものも多い。)	
漂白の記号との適合		○	○	○
		×	○ (毛や絹 ×)	○
		×	×	×



図 4. 自然乾燥の表示と実際の干し方²⁾

号の左上に斜線が入ると陰干しを表す。

なお、記号の省略で自然乾燥記号が表示されていない場合は、つり干し が可能と解釈できる。

(5) 商業クリーニングの取扱い表示

クリーニング店へ依頼するときは、図 5、図 6 に示すドライクリーニング表示やウエットクリーニング表示があるかを確認する。

があれば、家庭洗濯禁止 であっても、クリーニング店でのウエットクリーニングを依頼できる。なお、これまで、従来の水洗い不可の絵表示 のものが家庭洗濯できる場合があったが、新 JIS では上限表示となるため、新しい表示 (洗濯処理はできない) がある場合は家庭では洗えないことになる。

(6) 記号の省略

JIS L 0001 で規定されている 5 個の基本記号 (実際には乾燥処理記号と商業クリーニング処理記号が各々 2 種類あるので、実質 7 個) のいずれかが記載されていない場合は、その記号によって意味される全ての処理が可能と解釈する。すなわち、省略されている記号が意味する最も厳しい処理操作ができると解釈する (図 7 参照)⁴⁾。

4. 今後の課題

国際規格と整合した新しい取扱い表示記号の採用は、



図 5. 商業ドライクリーニングの表示

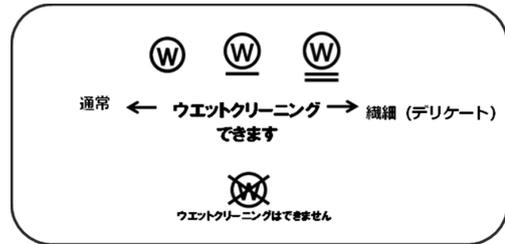


図 6. 商業ウエットクリーニングの表示

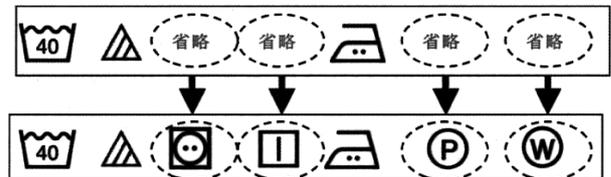


図 7. 記号の省略とその解釈について⁴⁾

我が国にとってグローバルな視点から今後の繊維ビジネスの活性化につながるものと期待される。この新しい取扱い表示記号が、各方面で正しく理解され、混乱なく利用されるためには、表示者はもとより表示を利用する消費者や関連業界の積極的な努力が求められる⁵⁾。

最後になるが、消費者周知のための政府広報ビデオ²⁾が作成されているので、是非多くの関係者にご利用いただきたい。

参 考 文 献

- 1) 山田勲. JIS 取扱い絵表示の ISO 絵表示との整合化における課題. 繊維製品消費科学会誌. 2012, 53, 676
- 2) 消費者庁ウェブサイト. “新しい洗濯表示.” http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/laundry_symbols.html (入手日: 2016.6.7)
- 3) 山田勲. ISO ケアラベル指定乾燥機と国産乾燥機との対比~シワと寸法変化による評価~. 繊維製品消費科学会誌. 2005, 46, 430
- 4) 藤田正樹. 取扱い表示記号に関する新 JIS の解説と課題について, ATTS レポート. 2015, No. 164, 6-16
- 5) 藤田正樹. 取扱い表示記号に関する新 JIS L 0001 の解説と課題について. 繊維製品消費科学会誌. 2016, 57, 434

日本家政学会誌67-9に掲載されています